

受付方法が変わります 平成28年度特定自転車駐車の一斉登録

平成28年4月1日～29年3月31日の利用が可能となる、28年度特定自転車駐車利用登録・定期利用の申込みを受け付けます。

今回から、受付期間が2回に分かれますので、ご注意ください。
1次募集は28年1月6日(水)～18日(月)の期間で、募集台数の9割程度の申込みを受け付けます。2次募集は、残りの1割程度に、1次募集後の空きを加えて2月15日(月)～23日(火)に受け付ける予定です。
【対象】通勤・通学等のため、住居などから駅までの往復に自転車を利用する方 *詳細は申請書を参照 *申請書は、各自転車駐車場内の特設ボックスや土

木管理課(区役所10階)などで12月24日から順次配布 *障害をお持ちの方は距離の制限がなく、最優先で受付【費用等】押上駅前、錦糸町駅北口地下・南口地下 月額1000円(学生は月額700円) *当日利用は1回50円 ▼その他 月額2000円【1次募集の申込み】申込書を直接または郵送で28年1月6日～18日(必着)に、〒130-8640 土木管理課交通安全担当(区役所10階) ☎5608-6203へ *希望する自転車駐車場が押上駅前、錦糸町駅北口地下・南口地下の場合は、各自転車駐車場でも申込可 *区ホームページから電子申請も可 *1次募集の申込数が募集台数

■特定自転車駐車場の一覧

駅名	名称
押上駅	駅前・中之郷
小村井駅	第一・第二
鐘ヶ淵駅	北・南
菊川駅	北口・北口第二・新大橋通り北・新大橋通り南
錦糸町駅	ほたん 牡丹橋通り・北口地下・南口地下
京成曳舟駅	西臨時
とうきょうスカイツリー駅	第一・第二
東あずま駅	線路沿・西臨時
東向島駅	高架下
曳舟駅	高架下
本所吾妻橋駅	第一・第二・第三・第四・西臨時
八広駅	新四ツ木橋下・第一・第二
両国駅	高架下・西口・東口

●本所吾妻橋駅第一・第二・西臨時自転車駐車場は、隅田川花火大会の当日は利用することができません。
●京成曳舟駅南臨時自転車駐車場は、28年3月31日に廃止となるため、利用することができません。

区長に聞きたい・区長と話したい参加者を募集します すみだタウンミーティング

今後の区政に関わる様々な課題について、区長と直接語り合う「タウンミーティング」を開催します。

今回のテーマは「住みたい・住み続けたいまちすみだ」です。ぜひ、ご参加ください。
【おき／おき】第1回 平成28年1月17日(日)午前9時半～11時半 / 八広地域プラザ(八広4-35-17) ▼第2回 平成28年1月31日(日)午前10時～正午 / 本所地域プラザ(本所1-13-1)

平成28年2月1日から開始します 病児保育事業

病気の治療中だが症状の急変のおそれがない、または病気の回復期にあるお子さん(生後6か月～小学校6年生)を、仕事等の理由により家庭で保育ができない場合、一時的にお預かりする病児保育事業を、都立墨東病院病児・病後児保育室(江東橋4-23-15)で開始します。

詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。
また、この事業についての説明会を開催します。
【おき】▼平成28年1月22日(金)午後6時半～▼28年1月23日(土)午前10時～、午後2時～ *いずれも同一内容【おき】区役所会議室131(13階)【申込】事前に電話で子育て支援課子育て計画担当 ☎5608-084へ *説明会の終了後、事前登録の受付を実施 *登録を希望する方は、親子健康手帳(母子手帳)と、乳幼児医療証 または子ども医療証を持参

年末年始は、利用することができません 墨田区公共施設利用システム

12月29日(火)～平成28年1月3日(日)は、墨田区公共施設利用システム(インターネット・利用者専用端末・窓口での予約等)の利用を休止します。ただし、インターネットでの空き状況照会、休止期間中も行うことができます。
なお、12月22日(火)～28日(月)に仮予約した施設の利用料等の納付期限が休止期間内にある場合、期限は28年1月4日(月)です。また、利用の取消しの際、支払済みの利用料等の全額または半額の返還を求める申出期限が休止期間内にある場

合も、期限は28年1月4日です。
【対象施設】社会福祉会館、すみだ女性センター、すみだりバーサイドホール、すみだ産業会館、すみだ中小企業センター、すみだ生涯学習センター、曳舟文化センター、家庭センター、弓道場、スポーツプラザ梅若、屋外スポーツ施設(野球場、テニスコート、球技場等) *利用者専用端末は、対象施設(弓道場・屋外スポーツ施設を除く)のほか、両国屋内プール、屋外体育施設管理事務所(八広支所、錦糸支所)に設置【問合せ】情報システム担当 ☎5608-6224

マイナンバーの通知カードをまだ受け取っていない方へ

マイナンバー(社会保障・税番号)制度の施行に伴い、マイナンバーの通知カードを発送しました。まだ通知カードを受け取っていない方は、お問い合わせください。
【問合せ】墨田区コールセンター ☎5608-6370

墨田区男女共同参画情報誌「すずかけ」を配布しています

墨田区男女共同参画情報誌「すずかけ」の最新号を発行しました。無料で配布していますので、ぜひ、ご覧ください。
【配布場所】すみだ女性センター(押上2-12-7-111)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所・図書館ほか【問合せ】すみだ女性センター ☎5608-1771

区の世帯と人口(12月1日現在)

世帯	14万1520 (+164)
人口	26万1328 (+199)
男	13万0221 (+93)
女	13万1107 (+106)

* ()内は前月比



**医療と介護の費用負担を軽減します
高額医療・高額介護合算制度**

皆さんが支払った医療保険や介護保険の1か月ごとの自己負担額が、それぞれの限度額を超えた場合、超えた分が「高額療養費」、「高額介護サービス費」としてそれぞれの保険から支給されます。

これに加え、同じ医療保険に加入している世帯において、医療費と介護サービス費の自己負担の年間合計額（高額療養費、高額介護サービス費、入院または入所時の食事・居住費・差額ベッド代等を除く）が世帯の限度額を超えた場合、超えた分が「高額医療・高額介護合算制度」に基づき、それぞれの保険から支給されます。

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、この制

度の対象者には、来年2月以降に申請書を送りしめます。

なお、計算期間内に、転職・転入等で、加入する医療保険や介護保険の変更があった方は、申請時に変更前の医療保険や介護保険の「自己負担額証明書」が必要となる場合があります。

計算期間 平成26年8月～27年7月末の1年間

対象 同一世帯の同じ医療保険に加入している方（合算対象者）で、次のすべての要件を満たす方
▼合算対象者のいづれかに医療保険および介護保険の自己負担額がある
▼計算期間内における医療保険と介護保険の自己負担の合計額



**私立高等学校等への入学時に必要な資金をお貸しします
私立高等学校等入学資金**

対象 私立高等学校等の入学資金について金融機関などからの調達が困難で、次のすべての要件を満たす方
▼進学予定者を養育している
▼区内に1年以上居住している
▼所得が基準以下である
▼要件を満たす連帯保証人を付けられる
貸付限度額 50万円以内（10000円単位）
利子 無利子
償還期間 次のいずれかの期間
▼貸付後6か月据置き・6年償還
▼卒業後

6か月据置き・3年償還
償還方法 均等月賦償還
申込み 平成28年1月4日～3月18日に厚生課厚生係（区役所3階）
△5608-6150へ
*申請受付から貸付けまでは10日程度必要



**就学資金をお貸しします
教育支援資金（生活福祉資金貸付制度）**

墨田区社会福祉協議会では、所得の少ない世帯の学生で、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、短期大学、大学に在学中、または進学予定の方の教育支援費（授業料等）と就学支度費（入学金）をお貸しします。なお、貸付けから返済完了までの間に、民生委員による相談援助活動を行います。詳細についてはお問い合わせください。

貸付限度額 ▼教育支援費 月3万5000円～6万5000円
▼就学支度費 50万円
*いづれも学校の種類によって変動
*支払済みの学費は対象外
利子 無利子
償還期間 卒業後6か月据置き・14年以内に償還
償還方法 均等月賦償還
申込み 墨田区社会福祉協議会（東向島2-17-14）
△3614-3902へ
*申請受付から貸付けまでは1か月程度必要

国民健康保険+介護保険（69歳以下の方の世帯）

所得区分	自己負担限度額
所得901万円超および未申告	176万円
所得600万円超～901万円以下	135万円
所得210万円超～600万円以下	67万円
所得210万円以下	63万円
住民税非課税世帯	34万円

国民健康保険+介護保険（70歳～74歳の方の世帯）

所得区分	自己負担限度額	
現役並み所得者	67万円	
一般	56万円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

後期高齢者医療制度+介護保険（75歳以上の方の世帯）

から、所得区分に応じた自己負担限度額（左表のとおり）を差し引いた後の額が500円を超える
問合せ
▼国民健康保険について 国保年金課
くほ給付係 △5608-6123
▼後期高齢者医療制度について 国保年金課長寿医療（後期高齢者医療）資格・給付担当 △5608-6123

8-6192 ▼介護保険について 介護保険課給付・事業者指導担当 △5608-6149
*国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の申請方法は、各医療保険者へ



**ご利用ください
各種無料相談**

名称	とき・ところ	申込み・問合せ
行政書士による無料相談（許認可申請、遺言・相続手続等）	【とき】 12月22日(火)午後1時～4時 *毎週火曜日 に開催(祝日・年末年始を除く) 【ところ】 区役所1階区民相談コーナー	【申込み】 当日直接会場へ 【問合せ】 ▶すみだ区民相談室 △5608-1616 ▶東京都行政書士会墨田支部 △5600-9106
宅地建物取引士による無料相談(不動産取引一般)	【とき】 12月25日(金)午後1時～3時 *毎週金曜日 に開催(祝日・年末年始を除く) 【ところ】 すみだ区民相談室(区役所1階)	【申込み】 当日直接会場へ 【問合せ】 ▶すみだ区民相談室 △5608-1616 ▶東京都宅地建物取引業協会墨田区支部 △3622-1221
社会保険労務士による無料相談(各種年金・労務管理等)	【とき】 平成28年1月6日(水)・20日(水)午後1時～4時半 *毎月第1・第3水曜日に開催(祝日・年末年始を除く) 【ところ】 区役所1階区民相談コーナー	【申込み】 当日直接会場へ 【問合せ】 ▶すみだ区民相談室 △5608-1616 ▶東京都社会保険労務士会墨田支部 △3613-1069
司法書士による無料法律相談(不動産や会社の登記・相続・遺言・成年後見等)	【とき】 平成28年1月7日(木)・21日(木)午後2時～4時 *毎月第1・第3木曜日に開催(祝日・年末年始を除く) 【ところ】 すみだ区民相談室(区役所1階)	【申込み】 当日直接会場へ 【問合せ】 ▶すみだ区民相談室 △5608-1616 ▶東京司法書士会墨田・江東支部 △3635-1900



**ご意見をお寄せください
東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）（案）**

都と特別区ならびに26市2町は、「東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）」（案）を取りまとめました。本案を、都のホームページ、都民情報ルーム（新宿区西新宿2-8-1第一本庁舎3階）、都市計画課（区役所9階）、各区市町の窓口でご覧になれるほか、ご意見・ご提案を提出することが出来ます。また、平成28年1月8日(金)～29日(金)に、区役所1階アトリウムで本案のパネル展示を行います。

意見書の提出方法 ご意見・住所・氏名を記入した意見書（書式自由）を直接または郵送、ファクス、Eメールで平成28年2月10日(必着)までに都都市整備局都市基盤部街路計画課（〒103-8001新宿区西新宿2-8-1第二本庁舎22階）
FAX 53888-1354・☎S0000179@section.metro.tokyo.jpへ
問合せ▶都市計画課都市計画・開発調整担当 △5608-6266
5 ▼都都市整備局都市基盤部街路計画課 △5608-6269